

取締役職務執行確認書 新旧対照表（2018年版）

1. **善管注意義務・忠実義務及び任務懈怠をしていないことについての確認** p. 1

	区分	2017年版	2018年版提案	理由・根拠
説明	【説明】	<p>①「善管注意義務・忠実義務」とは取締役が会社から委任を受けた職務執行に対し、善良なる管理者としての注意義務を負っていること、及び会社に対して忠実に職務を執行する義務を負っていることで、担当職務は勿論のこと、会社全体の職務執行に責任を負っていることが大きなポイントである。</p> <p>②取締役は、従業員が職務を遂行する際、違法な行為に及ぶことを未然に防止する法令遵守体制を確立する義務があり、自ら法令を遵守するだけでは十分でなく、部下の法令違反も取締役の善管注意義務違反とされ得る。取締役には、自社組織が法令や社会規範から逸脱するリスクを的確に把握し、合理的にコントロールする仕組み（いわゆる「内部統制システム」）の構築・運用が求められている。</p> <p>③取締役は、会社への忠実義務を求められているものであって、社長や上司への忠実義務ではない。また、会社の利益を犠牲にして自己の利益を図ってはならない。</p> <p>④会社又は第三者に対する取締役の損害賠償責任の時効は、10年である。</p> <p>⑤監査人又は監査役から指摘された法令違反の事実、計算書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれのある事実、その他著しい損害を及ぼす（おそれのある場合を含む）</p>	<p><字句追加></p> <p>④（会計）監査人又は監査役から指摘された法令違反の事実、計算書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれのある事実、その他著しい損害を及ぼす（おそれのある場合を含む）事実を指摘されているにもかかわらず、対応を怠っているものはないかを確認する。</p>	<p>会社法では会計監査人、金商法では監査人。</p> <p>④と⑤を入れ替え、文章全体の平仄を合わせる。</p>

	<p>事実を指摘されているにもかかわらず、対応を怠っているものはないかを確認する。</p>	<p>⑤会社又は第三者に対する取締役の損害賠償責任の時効は、10年である。</p>	
<p>関連法令等</p>	<p>【関連法令】</p> <p>○会社法 330 条 [株式会社と役員等との関係] 株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。</p> <p>○民法 644 条 [受任者の注意義務] 受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。</p> <p>○会社法 355 条 [忠実義務] 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。</p> <p>○会社法 423 条 [役員等の株式会社に対する損害賠償責任] 1 項 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>○会社法 429 条 [役員等の第三者に対する損害賠償責任] 1 項 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。</p>	<p><関連法令追加></p> <p>○会社法 397 条 [監査役に対する報告] 1 項 会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役に報告しなければならない。</p> <p>○会社法 382 条 [取締役への報告義務] 監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、</p>	

	<p>○民法 167 条 [債権等の消滅時効] 1 項 債権は 10 年間行使しないときは、消滅する。</p> <p>○金融商品取引法 193 条の 3[公認会計士又は監査法人が法令違反等の事実を発見した場合の通知義務]</p>	<p>又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に報告しなければならない。</p> <p><関連法令修正></p> <p>○金融商品取引法 193 条の 3[法令違反等事実発見への対応]</p>	<p>条文の表現と同一にする。</p>
--	--	--	---------------------

3. **監査役への報告義務についての確認** p. 3

区分	2017 年版	2018 年版提案	理由・根拠
説明	<p>【説明】</p> <p>①取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会又は監査役にこれを報告する義務がある。「著しい損害を及ぼす事実」と「そのおそれのある事実」には、次のような例が該当する。</p> <p>イ) 業績予想の著しい変動、大幅な損失・資産の下落の発生及びそのおそれ等</p> <p>ロ) 法令等への抵触懸念、官公庁等による立入り等による指摘等</p> <p>ハ) 貸倒債権及び貸倒のおそれのある債権の発生並びにその懸念等</p> <p>ニ) 重加算税等の追徴課税の発生等</p> <p>ホ) 事業遂行に重大な支障のある事故の発生及びその懸念等</p> <p>ヘ) 会社の信用や社会的評価を失墜させるおそれのある品質管理・安全管理に関わる問題等</p> <p>ト) その他、「著しい損害を及ぼす事実」及び「そのお</p>	<p><字句の追加></p> <p>ヘ) 会社の信用や社会的評価を失墜させるおそれのある品質・安全・労務の管理に関わる問題等</p>	<p>労務管理に関わる企業リスクの増大を踏まえて、補足をした。</p>

	<p>そのある事実」と判断される場合</p> <p>②各取締役は、上記の事実について他の取締役（社長を含む）へ報告する際には、上記のとおり監査役（監査役会）への報告が必要である。</p>		
<p>関連法令等</p>	<p>【関連法令】</p> <p>○会社法 357 条 [取締役の報告義務] 取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役（会）に報告しなければならない。</p> <p>○会社法 381 条 [監査役の特権]2 項、3 項 監査役は、いつでも取締役・使用人等に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況の調査をすることができ、その職務を行うため必要があるときは、子会社に対して事業の報告を求め、子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>		。

10. 会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当増資の適正性に関する確認 p. 10～p. 11

区分	2017年版	2018年版提案	理由・根拠
<p>説明及び関連法令等</p>	<p>【説明】</p> <p>①会社の支配に関する基本方針を定めている場合の対応について</p> <p>買収防衛策は企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることに資するものでなければならないとして会社法施行規則等でその定めがある。また、経済産業省の指針等を参考に、公正な判断をすることが求められている。</p>		

	<p>②第三者割当増資について</p> <p>資金調達や買収防衛策の為に第三者割当増資（縁故募集）を行う場合、公開会社では発行可能株式総数の範囲内で行う募集株式の発行等については取締役会の決議により可能とされているが、引受人に特に有利な価格で発行されたり、既存株主にとって、議決権比率が低下（希釈化）するなどの問題が発生するおそれがある。会社法等は、既存株主が過度に不利にならないように第三者増資を行う場合の諸手続きを定めているので、経営者には慎重な判断と手続きの遵守が求められる。</p> <p>さらに、会社法改正で、公開会社が支配株主の異動を伴う株式発行を行う場合、議決権の10%以上の株主からの反対があったときには株主総会の普通決議による承認が必要となったことに留意する必要がある。</p> <p>【関連法令等】</p> <p>○会社法施行規則118条3号 買収防衛策は、以下に関する判断及びその理由を事業報告に記載・記録する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本方針に沿うものであること 2. 会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと 3. 会社役員の状態の維持を目的としたものではないこと <p>○経済産業省・法務省〔企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための買収防衛に関する指針〕（平成17年5月公表）</p> <p>○経済産業省〔近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛</p>	<p><字句の追加></p> <p>○会社法施行規則118条3号 買収防衛策は、以下に関する取締役会の判断及びその理由を事業報告に記載・記録する。</p>	<p>判断をするのは取締役会の義務であることから、表現の補足をする。</p>
--	---	---	--

	<p>策の在り方]（平成20年6月公表）</p> <p>○会社法199条 [募集事項の決定]及び会社法201条 [公開会社における募集事項の決定の特則] 有利発行規制の定め。</p> <p>○会社法206条の2[公開会社における募集株式の割当て等の特則]</p> <p>○会社法244条の2[公開会社における募集新株予約権の割当て等の特則]</p> <p>○企業内容等の開示に関する内閣府令19条2項1号ヲ第三者割当の場合の臨時報告書の記載内容等に関する特記事項等。</p> <p>○東京証券取引所の有価証券上場規程432条[第三者割当に係る遵守事項] 第三者割当による議決権の希釈化率が25%以上になるとき、又は支配株主が異動する場合は原則として、経営陣から独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手するか又は株主総会の決議を要する。</p> <p>○同規程施行規則402条の2 [第三者割当に関する事項の開示の取扱い] 上場会社が第三者割当増資を行う場合は、割当先の払込みに要する財産の確認並びに払込金額の算定根拠及び（取引所が必要と認めた場合は）払込金額が割当先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役の見解等の適時開示を行う。</p>		
--	--	--	--

区分	2017年版	2018年版提案	理由・根拠
説明 及び 関連 法令 等	<p>【説明及び関連法令】</p> <p>企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係をもち、又「反社会的勢力」からの不当な要求に対しては、組織全体で毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しているかの確認である。</p> <p>①取締役会において、反社会的勢力との関係遮断の基本方針を決議する。</p> <p>②取引開始時に相手方が反社会的勢力ではないか属性確認を行う（公知情報調査、警察への照会等）とともに契約書や取引約款に暴力団排除条項（判明時の契約解除条項等）を導入する。</p> <p>③「反社会的勢力」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（略称「暴対法」）2条1項2号に定義される「暴力団」及び2条1項3号に定義される「指定暴力団」等</p> <p>ロ)「総会屋」、「特殊知能暴力集団」、「政治活動標榜ゴロ」、「社会運動標榜ゴロ」などの団体又は個人</p> <p>ハ)上記の他、暴力・威力・脅迫的言辞及び詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人</p> <p>○東京都暴力団排除条例3条 [基本理念]</p> <p>暴力団排除活動は、暴力団が都民の生活及び都の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際をしないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の連携及び協力により推進するものとする。</p> <p>○東京都暴力団排除条例18条 [事業者の契約時における措置]</p> <p>*①事業者は、事業に係る契約が暴力団の活動を助長するなどの疑いがあると認める場合には、その契約の相手方等が暴力</p>	<p><字句修正></p> <p>暴力団と交際しないこと、「交際を」⇒「交際」に変更</p> <p>1.事業者は、その行う事業に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める場合には、当該事業に係る契約の相手方、代理</p>	<p>東京都暴力団排除条例の条文に合わせる</p> <p>東京都暴力団排除条例第十八条の要約記載を条文と同一にする。</p>

		<p>団関係者でないことを確認するよう努めるものとする。</p> <p>*②事業者は、事業に係る契約を締結する場合には、「契約の相手方等が暴力団関係者であることが判明した場合には、催告することなく契約を解除することができる」という内容の特約を契約書に定めるよう努めるものとする。</p> <p>○東京都暴力団排除条例 24 条 [事業者の規制対象者等に対する利益供与の禁止] 1 項及び 3 項</p>	<p>又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、その行う事業に係る契約を書面により締結する場合には、次に掲げる内容の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 当該事業に係る契約の相手方又は代理若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該事業者は催告することなく当該事業に係る契約を解除することができること。</p> <p>1 項及び 3 項 ⇒ 1 項から 3 項に変更</p>	<p>2 項が外された表現の為 1 項から 3 項に表記変更</p>
--	--	---	--	--

1 2. 企業不祥事発生時の対応として、必要ときには第三者委員会を設置することの確認

区分	2017 年版	2018 年版提案	理由・根拠
説明	<p>【説明】</p> <p>①取締役（会）は不祥事が発生した場合及び発生が疑われる場合、直ちに当該役員等から報告を求め、必要に応じて社内調査委員会を設置し、事実関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示に努めなければならない。</p> <p>②取締役（会）は当該調査委員会の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合には、外部の独立した弁護士等による第三者委員会を設置するなど、適切な措置を講じる必要がある。</p> <p>③第三者委員会とは、企業等（企業や組織）において、不祥事（犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くよう</p>		

	<p>な不正・不適切な行為等）が発生した場合及び発生が疑われる場合において、企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会である。</p> <p>④第三者委員会は、すべてのステークホルダーのために調査を実施し、その結果をステークホルダーに公表することで、最終的には企業等の信頼と持続可能性を回復することを目的とする。</p> <p>⑤第三者委員会の調査の実効性を確保するためには、企業等の全面的な協力が不可欠である。協力の前提となるのは、役職員による危機意識の共有である。従い、第三者委員会の調査開始時点において、取締役会は、全役職員に対し第三者委員会を設置した趣旨及び調査に対する優先的協力等について、具体的かつ明確な指示を出すことが極めて重要である。</p> <p>⑥企業等の第三者委員会への協力の指針</p> <p>イ) 企業等が、第三者委員会に対して、企業等が所有するあらゆる資料、情報、社員へのアクセスを保障すること。</p> <p>ロ) 企業等が、従業員等に対して、第三者委員会による調査に対する優先的な協力を業務として命令すること。</p> <p>ハ) 企業等は、第三者委員会の求めがある場合には、第三者委員会の調査を補助するために適切な人数の従業員等による事務局を設置すること。当該事務局は第三者委員会に直属するものとし、事務局担当者として企業等と第三者委員会の間で厳格な情報隔壁を設けること。</p>	<p><字句修正></p> <p>「従い、」を「従って、」に変更</p>	<p>字句の修正</p>
--	--	--	--------------

	関連法令等	【関連法令等】 ○日本監査役協会「監査役監査基準」27条[企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会] ○日本弁護士連合会 企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン 第1部基本原則[第三者委員会の活動、第三者委員会の独立性・中立性、企業等の協力]		
--	-------	--	--	--

○ **社外取締役への追加確認事項** p. 14～p. 15

16. **社外取締役への追加確認事項** p. 14～p. 15

2015年6月に適用されたCGコードが定着したことで正式に16項とした。

	説明	2017年版	2018年版提案	理由・根拠
	説明	【説明】 ① 社外取締役の権限、義務、責任は、会社法上他の取締役と同様であり、それらの権限・義務等を適切に果たすことは当然である。例えば、代表取締役等の違法行為等に気づいた場合、監査役（会）へ報告するとともに取締役会で意見表明することが求められる。 ②①に加えて、社外取締役には、多様な経歴や専門性を持ち客観的独立性のある者として、経営全般を監督し、株主全般の期待に応えるべく企業の持続的成長を促し企業価値を高めることが期待されている。すなわち、非業務執行役員として主に取締役会の場を通じて、経営効率向上のための助言、経営者の評価及び会社と経営者との間の利益相反の監督などの役割を担うものである。		

		<p>①社外取締役が経営や経営者の監督を行うためには、その会社の状況を把握し、必要な情報を随時入手、また必要に応じ会社に情報提供を求めることが重要であり、他の取締役や監査役会・(社外) 監査役などとの連携が欠かせない。</p>		
<p>関連法令等</p>	<p>[関連法令等]</p>	<p>○会社法2条15号[社外取締役の要件]</p> <p>○公開会社における事業報告の内容—会社法施行規則124条（社外役員を設けた株式会社の特則）</p> <p>社外役員の兼務先と当該会社との関係や報酬のほか、次の事項を記載</p> <p>4号 主な活動状況</p> <p>イ取締役会への出席状況</p> <p>ロ取締役会における発言の状況</p> <p>ハ当該社外役員の意見により当該株式会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容</p> <p>ニ当該事業年度中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他の不当な業務の執行が行われた事実があるときは、各社外役員が当該事実の発生予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>8号 各項目の内容に関し、社外役員の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>○コーポレートガバナンス・コード（東京証券取引所有価証券上場規程別添）</p>		

	<p>第4章 取締役会等の責務【基本原則4】</p> <p>[原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務] 上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。</p> <p>① 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと</p> <p>② 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと</p> <p>③ 会社と経営陣・支配株主等との利益相反を監督すること</p> <p>④ 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること</p> <p>○経済産業省 コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会 「コーポレートガバナンスの実践」(平成27年7月24日)</p> <p>○日本弁護士連合会 「社外取締役ガイドライン」(平成27年3月19日改訂)</p> <p>第32 (内部統制部門、監査役(会)・会計監査人等との連携の留意事項)</p> <p>(3) 監査役(会)と社外取締役の役割分担を踏まえた連携について 監査役(会)は、常勤監査役を有し、会社法上様々な調査権能等を与えられており、またスタッフも充実している会社が少なくない。このため社外取締役よりも情報入手が容易な環境であることが多いので、取締役会の場以外でも、監査役(会)と随時情報交換を行うことは有用である。</p>	<p>[原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務] 上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。</p> <p>(i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと</p> <p>(ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと</p> <p>(iii) 会社と経営陣・支配株主等との利益相反を監督すること</p> <p>(iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること</p> <p><①～④の後に【基本原則4-8】と補充原則4-8①と②を追加した></p> <p>【基本原則4-8】独立社外取締役の有効な活用</p> <p>[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]</p> <p>独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。</p> <p>また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取り組み方針を開示すべきである。</p> <p>補充原則4-8</p> <p>①独立社外取締役は、取締役会における議論に貢献するとの観点から、例えば、独立社外取締役のみを構成員とする会合を定期</p>	<p>番号を①から(i)に修正をし、CGコードと同一にする。</p> <p>独立社外取締役に係る[原則4-8]と補充原則4-8①と②を追加した。</p>
--	---	---	--

			<p>的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。</p> <p>補充原則 4-8</p> <p>②独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。</p>	
--	--	--	--	--